

さぬき市公告第1号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及びさぬき市契約規則（平成14年4月1日規則第45号）の規定により公告する。

令和4年1月6日

さぬき市長 大山茂樹

1. 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 別紙1及び別紙2のとおり
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 使用期間 自 令和4年4月 1日 0:00
至 令和5年3月31日 24:00
- (4) 需要場所 別紙1のとおり
- (5) 入札書に記載する金額

本公告1(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ本市が別途提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とすること（入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金
いずれも免除

2. 入札参加資格

入札に参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被

保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、さぬき市の入札参加資格者名簿に登載された者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、さぬき市の入札参加資格者名簿に登載された者
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。

3. 入札参加資格の確認

入札に参加する者は、次のとおり書類を提出し、前記2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

- (1) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格確認申請書
 - ②上記2（2）に掲げる条件に関する書類の写し等
 - ③印鑑登録証明書（入札参加資格確認申請、入札書、委任状等に押印する実印の証明書で、発行の日から3か月以内のもの。写し不可、原本提出）
 - ④登記事項全部証明書（ただし、発行の日から3か月以内のもの。写し不可、原本提出）
 - ⑤完納証明書又は法人住民税納税証明書（さぬき市で課税がある場合は、さぬき市税務課が発行する完納証明書、さぬき市で課税がない場合は、本店所在地の市町村が発行する完納証明書又は法人住民税納税証明書（ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書）いずれも発行の日から3か月以内のもの。写し不可、原本提出）
 - ⑥法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（ただし、発行の日から3か月以内のもの。写し不可、原本提出）*③から⑥については、原本添付のこと。
- (2) 提出期間 令和4年1月6日（木）から令和4年1月21日（金）まで（ただし、最終日は午後5時まで）とする。
- (3) 提出場所 さぬき市志度5385番地8 さぬき市総務部財産活用課
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、上記（2）の期限までに必着のこと。

また、封筒に「電気の供給入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(5) 入札参加資格の決定

申請書類に基づく審査結果は、令和4年1月28日（金）までに書面で通知する。（期日までに通知がない場合は、確認の電話をすること。）

(6) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、その理由についてさぬき市に対して、説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和4年2月2日（水）午後5時まで
- ② 提出場所 さぬき市総務部財産活用課
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、上記①の期限までに必着のこと。
- ④ 回答 令和4年2月9日（水）までに書面で通知する。

4. 質疑

本公告等に関する質問は、質問事項を記載し、電話連絡の上、令和4年2月9日（水）までにファクシミリにより提出すること。なお、質問に対する回答は、令和4年2月15日（火）までに、入札参加資格を有する者に対しファクシミリにより回答する。

5. 入札説明会 実施しない。

6. 入札

- (1) 入札 郵送にて行う。令和4年2月21日（月）午後5時必着とする。
- (2) 開札 令和4年2月22日（火）午前9時00分よりさぬき市役所財産活用課で行う。

(3) 留意事項

- ① 入札参加者は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く電力供給に必要な一切の諸費用を含めた金額を見積もらなければならない。
- ② 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 入札書のほかに、入札件名別内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、入札書に添付すること。
- ④ 内訳書は、入札書を先頭に左側2か所をステーブラー止めした上で、必ず割印すること。
- ⑤ 入札書の金額と内訳書のコличествоが一致しない場合、内訳書を提出しない場合又は記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は失格とする。
- ⑥ 入札書は、1件（1施設）ごとに封筒に入れて提出すること。封筒には宛名、件名、会社名を記入し、封印を行うこと。

- ⑦ 入札は、1回限りとする。
- ⑧ 入札参加資格の確認を受けた者で入札を辞退するものは、当該入札の開札までに入札辞退届を提出すること。

7. 入札の無効

入札参加資格を有しない者又は入札条件に違反した者が提出した入札書は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても入札までの間において前記2に掲げる要件を満たさなくなった者が行った入札は、無効とする。

入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及びさぬき市入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

8. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札者が2者以上あるときは、市がくじにより落札者を決定する。
- (3) 落札結果は、入札参加者すべてにFAXにより通知する。

9. 契約書の作成

契約書を作成し締結する。契約書に定める額は、入札書に記載した金額の根拠となった基本料金単価及び電力量料金単価とする。

なお、落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約締結までの間において、当該落札者が前記2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

10. その他

- (1) 入札参加者は、本公告及び仕様書を熟読の上、入札に参加しなければならない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (3) 当該入札又は契約に関して要した費用は、全て入札参加者及び落札者の負担とする。

11. 添付資料

- (1) さぬき市入札心得
- (2) さぬき市契約規則
- (3) 仕様書
- (4) 別紙1～3
- (5) 契約書（見本）

(6) 一般競争入札参加資格確認申請書

(7) 入札参加希望調書

(8) 質疑書

(9) 入札書

(10) 内訳書

(11) 入札辞退届

12. 問合せ先 さぬき市総務部財産活用課 電話番号 087-894-8677
FAX番号 087-894-6200